

延長傷病手当付加金申請時の書類提出について（依頼）

いつも健康保険組合業務にご協力いただき、ありがとうございます。

被保険者が疾病又は負傷により労務不能となった場合は、健康保険法第99条で定められた支給開始から通算して1年6ヶ月間傷病手当金を支給しております。
下記該当となった場合、当組合では独自に「延長傷病手当付加金」を支給しております。

1. 私傷病において病欠・休職中であり、傷病手当金支給期間満了となった場合
2. 私傷病で傷病手当金を数ヶ月間受給後、満了期間前に就労可能となり勤務していたが、後に再び同一私傷病において傷病手当金を受給し、通算1年6ヶ月の支給期間満了で労務不能となった場合

延長傷病手当付加金を支給すべきかの判断は、保険者でその都度判断しますので、必ず支給されるとは限りません。

この書類は、延長傷病手当付加金第1回目申請時のみ添付してください。

傷病が治っていなくても障害（厚生）年金を受給できる可能性があります。
一度、年金事務所へご相談に行かれることをお勧めします。

また、1年6ヶ月（通算）の傷病手当金支給期間満了後、同一疾病を社会通念上治癒したものと認め再発と判断する際は、就業状況等調査を依頼することがありますのでご理解ください。

記

・添付書類 延長傷病手当付加金申請時調査書

以上

延長傷病手当金付加金申請時調査書

日本飛行機健康保険組合

被保険者 () の延長傷病手当金付加金申請について

I. 延長傷病手当金付加金請求時点で下記よりあてはまるものに○をつけて下さい。

1. 障害（厚生）年金を申請中である。
→障害（厚生）年金を受給するに至った時には、年金証書（国民年金・厚生年金）の写し、年金額及び支給開始年月を証する書類の写しを提出します。
2. 障害（厚生）年金を申請予定である。（_____年_____月頃申請予定）
→障害（厚生）年金を申請し、受給するに至った時には、年金証書（国民年金・厚生年金）の写し、年金額及び支給開始年月を証する書類の写しを提出します。
3. 現在も病気治療中（労務不能）であり症状固定ではないため、障害（厚生）年金は申請していない。

II. I で3と回答された場合のみお答え下さい。

延長傷病手当金付加金は傷病手当金受給期間満了日翌日から最長1年6ヵ月（休んだ日を通算した日数ではなく暦日）支給することとなっておりますが、その間に障害（厚生）年金を申請する予定はありますか。

1. はい（_____年_____月頃申請予定）
→障害（厚生）年金を申請し、受給するに至った時には、年金証書（国民年金・厚生年金）の写し、年金額及び支給開始年月を証する書類の写しを提出します。
2. いいえ

以上のとおり、相違ありません。

年 月 日

被保険者氏名 _____